

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

タイトル：「移民／難民のシティズンシップ—国家からの包摂と排除をめぐる制度と実践—」
(平成 23 年度第 2 回研究会)

日時：平成 23 年 5 月 14 日（土曜日）午後 1 時より午後 6 時半

場所：AA 研マルチメディア会議室(304)

報告者名（所属）：**報告 1** 陳天璽（AA 研共同研究員，国立民族学博物館）

「移民・難民と無国籍問題」

移民、難民といった移動をめぐる人のカテゴリーに対して、無国籍という問題はどのように関わってくるのか。本報告ではそれぞれの概念的定義と相互の重なりについて確認した後、具体的な無国籍の事例と当事者たちが抱える問題について指摘がなされた。無国籍には、法的な無国籍と、当該国から保護を受けることのできない実質的な無国籍という二つの状態が存在する。前者は生後どの国からも国籍を与えられていない場合や、国籍を喪失した場合などが含まれる。後者は法的には国籍を有するが、そこから享受できるはずの保護・援助を受けられない場合を指す。こうした無国籍の状態から保護するため、無国籍者については条約が採択されているが、締約国はいずれも数十カ国にとどまる。移民と難民では、行き先選択の自発性や、母国との関係、帰国の可能性などの点で相違があるが、それぞれについて無国籍の状態が存在する。まず移民では、出生地主義と血統主義の違いにより、法の狭間に落ちた際に子どもが無国籍になる場合が生じる。沖縄のアメラジアンなどは、その一例である。また領土の所有権や、外交関係の変更等によっても無国籍に陥る場合がある。これに対して難民では、母国で国籍を剥奪される場合や、外国人登録上は国籍があるが実効力はない場合などがある。インドシナ難民や、ロヒンギヤなどがこれにあたる。こうした無国籍の人々は、世界に 1,200 万人、日本国内には 2009 年度末時点で 1,397 人いるとされるが、無届の場合などもあり、実際の数は不明である。難民と異なり、日本では認定システムや審査基準がないため、法による保護を受けるのが難しい状態におかれている。

質疑では、国籍に対して比較的あいまいなカテゴリーである移民、難民といった枠組はどのように規定されるのか、当事者による立場選択の戦略性や、決める側の権力に注目した人権レジーム論に留意すべきだとのコメントが出た。また移民、難民という枠組みを、分析概念、制度、アイデンティティなど様々なレベルに分けて捉え直す必要があることも指摘された。人の移動をめぐる帰属の問題は、豊かな国への移動を希望する人々と、それを留めようとする欧州諸国の関係のように、グローバル・アパルトヘイトと捉えられる側面もあり、巨視的視点が重要であることが確認された。

報告 2 尾崎俊輔（AA 研共同研究員，AA 研）

「フランスにおける市民権と国籍—1889 年国籍法の位置づけをめぐる」

本報告は、帰化に関わる法制度をもとに、フランスで最初の国籍法 loi sur la nationalité (1889

年6月26日国籍法)をフランスにおける市民権および国籍概念の転換点として位置づけ、それがどのような意義を持つものかを明らかにすることを目的としている。フランスにおける市民権と国籍の関係を歴史的に考察する今回の報告が、これからの市民権を考える上で一つの参照軸となることができればよいと思う。

まず、1889年国籍法に関する先行研究について述べたあと、市民権 *citoyenneté* と国籍 *nationalité* の定義の確認をおこなう。市民権はフランス革命以来20世紀初頭までは「国家主権の形成に参加する権利」とみなしてよいが、ややこしいのは国籍である。というのも、19世紀の初頭にフランス語の語彙となった国籍という言葉は時間とともに意味を変えたからである。国籍は当初、「民族/国民 *nation* を一つにする力」や「民族性/国民性 *caractère national*」といった意味で使われ法律用語とはみなされていなかったが、次第に「国家と個人を結びつける紐帯」という法的な意味合いを帯びるようになる。そこには、そもそも別のものであった「国家の成員資格」たる市民権と「エスノ文化的な民族性」を表す国籍の間に親和性があるとする認識と、それらを結びつけようとする願望をみてとることができるだろう。とくに普仏戦争(1870-1871年)以降、この願望は多くの政治家および知識人が共有するところとなる。1889年国籍法はこのような状況を背景として導入された。

次に、帰化に関わる法制度について見ていく。そのさい本報告が重視するのは居住許可 *admission à domicile* および植民地における帰化である。居住許可は、1849年から1889年にかけて帰化申請に先立つ要件とされ、それ以降も1927年の国籍法改正時に廃止されるまで実施され続けた。これは現在でこそなじみのない制度だが、帰化の歴史を知る上で欠くことはできない。植民地における帰化を見ていくと、フランスの国籍法について、本土の法制度のみを取り上げて語ることが不十分であることに気づかされる。本土と植民地とでは帰化のための要件がことなるが、そこには、とりわけ市民権の享受をめぐる植民地に対する統治者の意識が鋭く映し出されていることがわかる。

以上の議論をふまえ、1889年国籍法の位置づけについて述べる。1889年国籍法までは、帰化が国籍という言葉と結びつくことはなく、帰化要件も「帰化に関する」法律や政令として規定されてきた。フランス革命以来、帰化を通じて取得されるのはフランス市民権であり、国籍は帰化とは無関係ではないが基本的にことなる文脈に置かれていた。それが、1889年国籍法において帰化要件が第8条に組み込まれることで帰化と国籍は決定的に結びつき、これが現在の帰化の定義(帰化=国籍の取得)にいたる最初のきっかけとなった。つまり、フランス国民であることとフランス市民権を享受できることをイコールで結ぶ現在の理解に通ずる図式がこの法律で初めて前面に押し出され、以降の国籍のあり方を決定づけたのである。ただし、この位置づけだけでは1889年国籍法の意義を十分に汲み取ったとは言えない。1889年国籍法では住民の法的地位の大々的な再画定がおこなわれていることも重要な点である。この法律によって居住許可は実質無効とされ、それまでの「外国人/居住許可を受けた外国人/フランス人」というカテゴリーはこれ以降、「外国人/フランス人」に二分化されてしまう。また、植民地においてはこの法律が、本土と同じ内容で適用される場合(グアドループ、マルティニーク、レユニオン)、条件を変えて適用される場合(グアドループ、マルティニーク、レユニオンを除く植民地)、まったく適用されない場合(アルジェリア)の3通りの対応がとられることになった。アルジェリア現地民に対してとられた3つ目の対応では、出生地主義の拡大を主眼とする1889年法にあって血統主義がそのまま残されさえした。

最後に、「国籍から自由な市民権」や、社会権その他の権利の充実をはかる多元的な市民権

など、市民権のあり方を問い直すこれまでの議論にふれ、市民権概念を今一度解体・再構築していくにあたり、国民国家を単位とするナショナルな思考（そのさいたるものが国籍であろう）とどのように折り合いをつけていけばよいのかという問題を提起して報告を終える。